

告 示

埼玉県告示第百八十八号

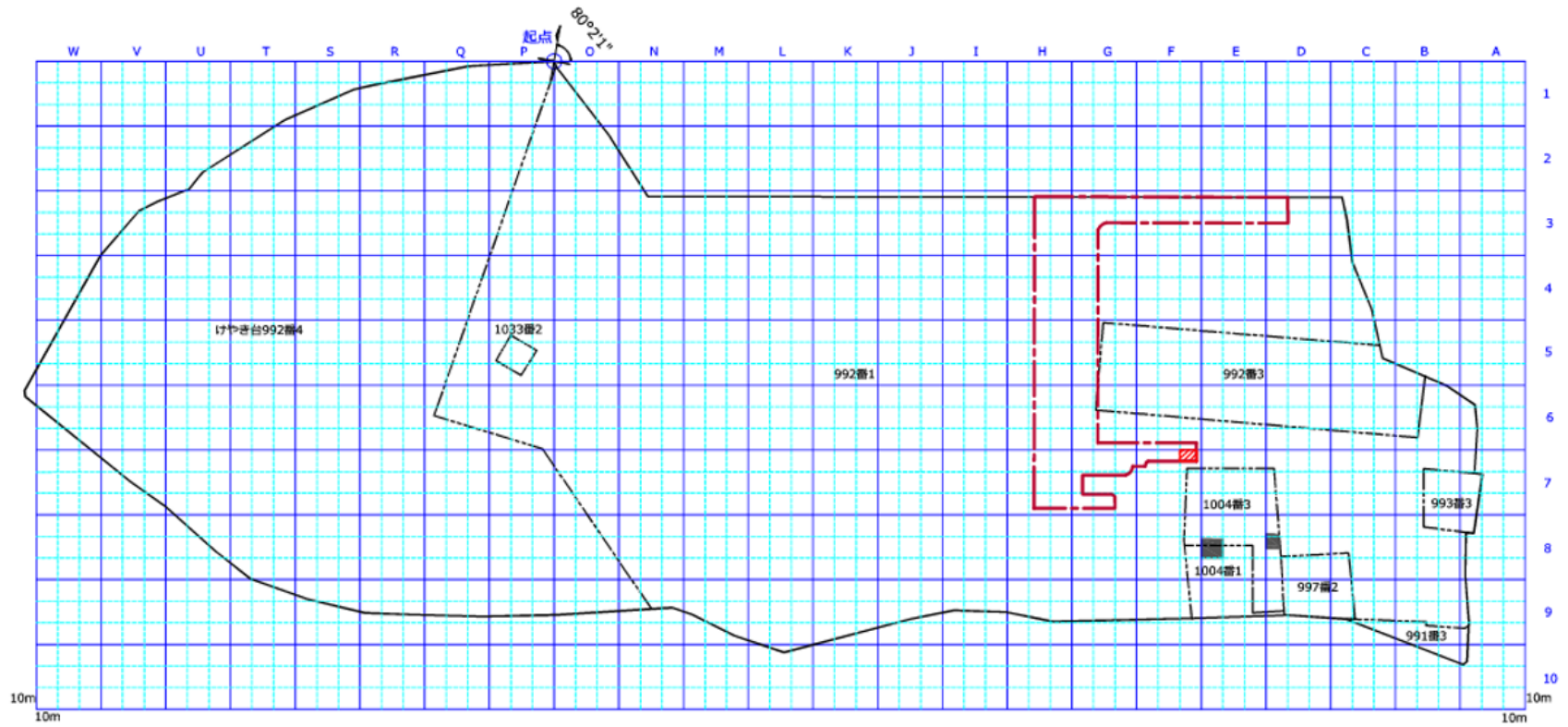
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【起 点】
 起点は埼玉県坂戸市けやき台
 992番4の最北端とする。

【凡 例】

- 30m格子
- 筆境界
- - - 単位区画
- 敷地境
- - - 土壤調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 既に指定されている区域 : 123.2㎡ (指-140号)

【格子の回転角度 (80°02'01")】
 格子回転角は、起点をとおり、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔
 で引いた線により構成されている
 格子を、支点を中心として、右回
 りに回転させた角度を示す。